

議第50号

京都市身体障害者授産施設条例の一部を改正する条例の制定について

京都市身体障害者授産施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成23年 2月22日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市身体障害者授産施設条例の一部を改正する条例

京都市身体障害者授産施設条例の一部を次のように改正する。

第1条第1項を次のように改める。

主として身体障害者（身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者をいう。以下同じ。）に対し，就労，生産活動その他の活動の機会を提供するとともに，就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練等を提供するための施設（以下「施設」という。）を設置する。

第2条各号列記以外の部分中「施設」の右に「（京都市紫野障害者授産所を除く。）」を加え，同条に次の1項を加える。

2 京都市紫野障害者授産所においては，次の事業を行う。

- (1) 法第5条第6項に規定する生活介護を行う事業
- (2) 法第5条第15項に規定する就労継続支援を行う事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか，市長が必要と認める社会福祉の増進に関する事業

第3条第2項第1号中「前条各号に掲げる」を「前条の規定により施設において行う」に改める。

第5条各号列記以外の部分中「施設」を「第2条第1項第1号に掲げる事業に関し施設（京都市紫野障害者授産所を除く。）」に改め，同条第1号中

「法」を「同号に規定する身体障害者授産施設としての事業に関して法」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第2条第2項第1号及び第2号に掲げる事業に関し京都市紫野障害者授産所を利用することができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 利用しようとする同項第1号又は第2号に規定する障害福祉サービス（法第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。）に関して法第19条第1項の規定による介護給付費又は訓練等給付費を支給する旨の決定を受けた法第4条第1項に規定する障害者

(2) 身体障害者福祉法第18条第1項に規定する措置が必要であると認められる者

第7条を次のように改める。

(利用料金)

第7条 次の各号に掲げる者は、指定管理者に対し、当該各号に掲げる額の範囲内において指定管理者が市長の承認を得て定める利用料金（施設の利用に係る料金をいう。以下同じ。）を支払わなければならない。

(1) 第2条第1項第1号に掲げる事業に関し施設（京都市紫野障害者授産所を除く。）を利用する者（第5条第1項第2号に掲げる者を除く。）
法附則第21条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

(2) 第2条第2項第1号及び第2号に掲げる事業に関し京都市紫野障害者授産所を利用する者（第5条第2項第2号に掲げる者を除く。） 法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
附則第2項中「第5条」を「第5条第1項」に改め、「施設」の右に「（京都市紫野障害者授産所を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

提案理由

京都市紫野障害者授産所について、身体障害者授産施設としての事業を廃止するとともに、新たに行う生活介護及び就労継続支援に係る事業に関し必要な事項を定める必要があるので提案する。